

都市再生の推進に係る有識者ボード 経済効果検討ワーキンググループ  
設置要綱

(設置)

1. 都市再生の推進に係る有識者ボードの下に、経済効果検討ワーキンググループ（以下「経済効果検討WG」という。）を置く。

(任務)

2. 経済効果検討WGは、都市再生の推進に係る有識者ボード設置要綱に基づき、都市再生に関連する施策の経済効果や総合的な成果等に関する事項について調査・検討を行い、都市再生の推進に係る有識者ボードに助言することを任務とする。

(構成)

3. 経済効果検討WGは、学識経験者等のメンバー10人以内で構成する。

(会議の開催)

4. 経済効果検討WGは、構成員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、やむを得ない理由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を経済効果検討WG構成員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

(議事の公開)

5. 経済効果検討WGの会議は公開する。ただし、公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。また、議事要旨を作成し、経済効果検討WGの会議の終了後速やかに公開する。

(庶務)

6. 経済効果検討WGの庶務は、内閣官房地域活性化統合事務局において処理する。

(雑則)

7. この要綱に定めるもののほか、経済効果検討WGの議事及び運営に関し必要な事項は、会議において定める。

(附則)

この要綱は、平成24年3月8日から施行する。